

日野市住宅耐震化及び住宅ストック改修に関する補助金のご案内

お問い合わせ先

日野市役所 まちづくり部 都市計画課 住宅政策係

住所:日野市神明 1 丁目 12 番地の 1 電話番号:042-514-8371 (直通)

メールアドレス:tosikei@city.hino.lg.jp

日野市では、安全で安心な住環境の整備を推進するため、市民の皆様が木造住宅の耐震診断や耐震補強工事、住宅のバリアフリー改修工事、断熱改修工事を行う際の経費の一部を補助しています。

①住宅のバリアフリー改修工事

高齢化等により身体能力が低下した場合に、支障なく自立した生活が営めるように実施する工事です。

対象建築物	以下の要件のすべてに該当すること ○市内に所有する居住用の住宅（賃貸住宅も含む。集合住宅にあつては専有部分に限る） ○築 1 年以上経過したもの ○併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること
対象工事	主な内容 a. 段差を解消する工事 b. 廊下及び出入口の幅を確保する工事 c. 低い浴槽に交換する工事 d. 手すりを居室、浴室、階段、廊下、トイレ及び玄関に設置する工事 e. ホームエレベーター又は階段昇降機を設置する工事 f. いす座又は車いす対応キッチンを設置する工事 g. 高齢者又は身体障害者対応のトイレ及び洗面所を設置する工事 ※バリアフリー対応住宅の基準になります。申請前にご確認ください。→ 
その他要件等	○高齢（概ね 60 歳以上）、または身体の障害等に伴い、身体機能が低下のおそれがあること。 ※市内業者だけでなく、市外業者でも補助対象となります。
対象事業の金額	バリアフリー改修工事に要する経費（消費税も含む）で 10 万円以上のもの
補助額	バリアフリー改修工事の費用の 10 分の 1 以内の額で上限 20 万円まで

②木造住宅の断熱改修工事

住宅の省エネルギー性能を向上させる目的で行う壁面等に断熱材等を充填する工事です。

対象建築物	以下の要件のすべてに該当すること ○市内に所有する居住用の一戸建て住宅（賃貸住宅も含みます） ○木造住宅 ○築 1 年以上経過したもの ○併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること
対象工事	対象住宅内の 1 つ以上の室内に面している天井・床・壁・屋根裏（壁面等）の内部に断熱材等を充填し、その壁面等の断熱性能を向上させる工事（その他同等の断熱性能の向上となる工法も含む）で、次の要件に該当すること ○室内の壁面等のうち外気に接する壁（窓・扉を除く）の全ての断熱改修工事すること ○使用する断熱材が評価方法基準に規定する断熱等性能等級 4 の性能を有するもの又はその壁面等が同等の性能を有すること
対象事業の金額	断熱改修工事に要する経費（消費税も含む）で 10 万円以上のもの
補助額	断熱改修工事の費用の 6 分の 1 以内の額で上限 20 万円まで

③木造住宅の耐震診断

予想される大地震に対して、その木造住宅が必要な耐震性能を保有しているかを判断するための調査です。

対象建築物	1. 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に着工した住宅 ○市内に所有する居住用の一戸建て住宅（賃貸住宅も含まれます） ○木造住宅（在来軸組工法以外の工法も含まれます。※） ○併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること ※一般社団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断による耐震診断が可能なものを対象とします。 2. 平成 12 年（2000 年）5 月 31 日以前に着工した住宅 ○市内に所有する居住用の一戸建て住宅（賃貸住宅も含まれます） ○木造住宅（2 階建て以下の在来軸組工法のみ） ○併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること
対象事業の金額	診断機関が行った木造耐震診断に要する経費（消費税も含む）で 2 万円以上のもの
補助額	耐震診断費用の 3 分の 2 以内の額で上限 8 万 8 千円まで
診断機関	以下のいずれかに該当すること ○一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部 ○東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく登録事務所

④木造住宅の耐震改修工事

大地震に対して耐震性能が不足している木造住宅について、耐震性能を一定以上向上させる工事です。

対象建築物	①耐震診断の対象建築物 1. と同様
対象工事	○耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満である木造住宅を 1.0 以上にする耐震改修工事 ○耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満である木造住宅を除却し、建替えをする工事
対象事業の金額	木造住宅耐震改修工事に要する経費（消費税も含む）で 10 万円以上のもの
補助額	耐震改修工事の費用の 5 分の 4 以内の額で上限 95 万円まで。ただし市内業者が行う工事は上限 115 万円まで。
障がい者世帯等への補助額	要支援・要介護認定、精神障がい者手帳、身体障がい者手帳または愛の手帳を所持している方が世帯にお住まいの場合は次の補助額が適用となります。 市外業者の場合（次の①+②+③で 166.3 万円が上限） ①耐震改修工事に要した費用の 10 分の 9 以内の額で上限 106.9 万円 ②①を超える部分については、耐震改修工事に要した費用の 10 分の 7 以内の額で上限 17.5 万円まで ③①および②を超える部分については、耐震改修工事に要した費用の 2 分の 1 以内の額で上限 41.9 万円まで 市内業者の場合（次の①+②で 176.2 万円が上限） ①耐震改修工事に要した費用の 10 分の 9 以内の額で上限 129.4 万円 ②①を超える部分については、耐震改修工事の費用の 2 分の 1 以内の額で上限 46.8 万円まで

※障がい者世帯等への補助額は R9 年度に終了となります

⑤太陽光発電システム附属耐震改修(④に対する加算)

耐震性能を一定以上向上させる工事を行う際に太陽光パネルの荷重を想定した設計がされている耐震改修の場合に追加で補助金を交付します。

対象建築物	木造住宅の耐震改修工事を実施する建物(建替えを除く)
対象工事	太陽光発電システム(2kW以上/棟)の設置を想定した設計(設置後、上部構造評点が1.0以上を満たす設計)が行われている耐震改修工事
対象事業の金額	木造住宅耐震改修工事に要する経費(消費税も含む)で300万円を超えるのもの
補助額	耐震改修工事の費用の5分の3以内の額で上限36万円まで。

◇補助対象者(申請できる方)

この補助金を申請する方は、次に掲げる要件のすべてを満たしている必要があります。

- 補助対象住宅の所有者であること
- 補助対象事業完了後、当該補助対象事業により施工された住宅を居住の用に供すること
- 市税を交付申請日において滞納していないこと
- 市で実施している各種資金の貸付を受けている場合は、その返済を申請日において滞納していないこと
- 東京都暴力団排除条例、日野市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと

◇ご注意ください

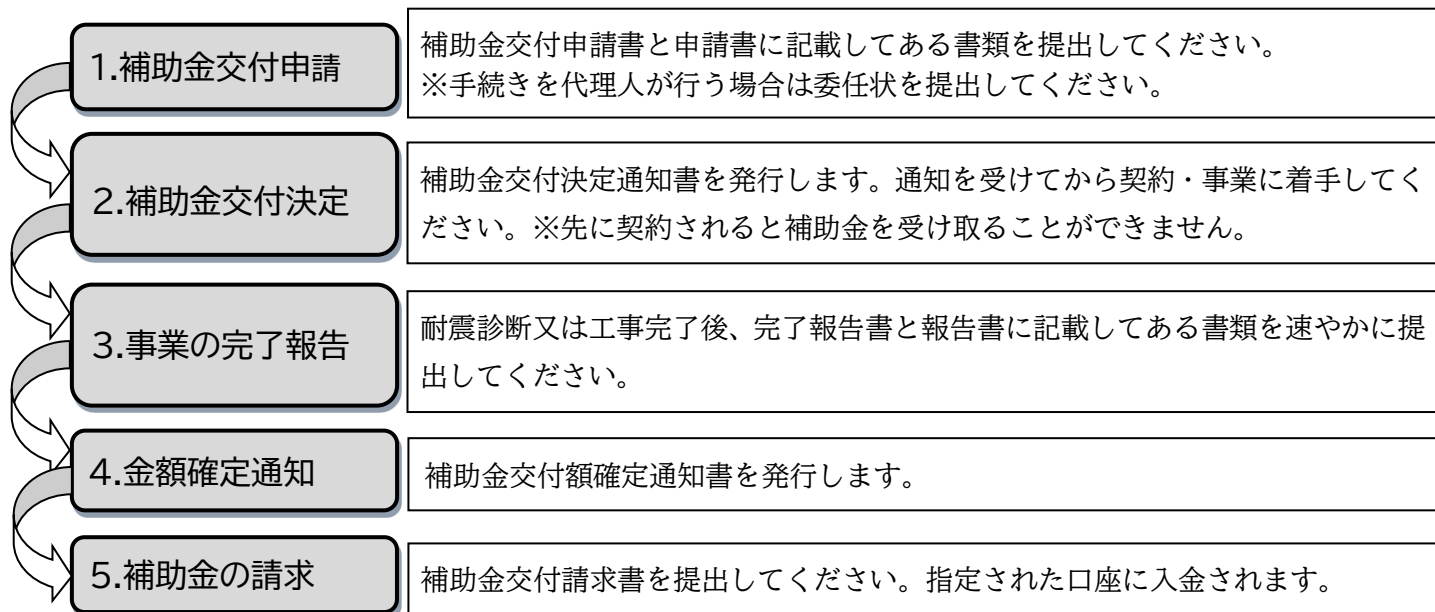
この補助金を申請するには、次に掲げる要件のすべてを満たしている必要があります。

- 該当事業の契約をしていないこと
- 申請した年度内に事業が完了すること(受付は12月28日まで、休日の場合はその前日)
- 過去に同様の補助金を市から受けていないこと

条件を満たしていれば補助金の併用が可能です。 ※上限は115万円(市内業者の場合は130万円)

- 補助対象とする工事内容が重複していない場合は、耐震改修工事とバリアフリー回収、断熱改修工事の補助金が併用できます。(補助上限額100万円:例 耐80万円+バ12万円+熱15万円=107万円→100万円)
- 耐震診断実施後(補助金の請求まで完了)であれば、耐震改修工事又はバリアフリー改修工事の補助金が申請できます。(耐震診断の補助金を受けてない場合も耐震改修工事の補助金は申請できます)
- 障がい者世帯等の補助額が適用されている場合は別途計算させていただきます。

◇手続きの流れ



◇耐震改修又はバリアフリー改修工事を実施した住宅の税制

税制優遇を受けられる場合があります。各要件の詳細は QR コードを読み取りご確認ください。

対象となる税種別	内容	ホームページ QR
○固定資産税の減額措置 <問い合わせ先> 日野市資産税課家屋償却係 TEL：042-514-8257	耐震改修工事を実施した住宅	
	バリアフリー改修工事を実施した住宅	
	断熱改修を実施した住宅	
○所得税の特別控除 <問い合わせ先> 日野税務署 TEL：042-585-5661	耐震改修工事を実施した住宅	
	バリアフリー改修工事を実施した住宅	
	断熱改修を実施した住宅	